

飯舘村木質バイオマス発電施設

立地協定書

令和3年 5月 6日

福島県 飯舘村

飯舘バイオパートナーズ株式会社

飯舘村 蕨平行政区

飯舘村木質バイオマス発電施設

立 地 協 定 書

飯舘村（以下「甲」という。）と 飯舘バイオパートナーズ株式会社（以下「乙」という。）は、甲の「飯舘村から始まる森林再生と未来志向型農業体系（木質バイオマス発電施設）緊急整備事業（以下「本件事業」という。）」の実施主体として選定された乙が、本件事業の一環として福島県相馬郡飯舘村蔵平地内に設置を計画する木質バイオマス発電施設（以下「本件施設」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（確認事項）

第1条 甲及び乙は、乙が次の内容で本件施設の設置を計画することを確認する。ただし、福島再生加速化交付金事業の採択がされなかった場合または、本件事業について再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定が得られなかった場合など、乙が実施している調査の結果、事業性が成り立たないまたは、技術的に実現困難などの理由により、乙から本件施設の設置ができない旨について書面をもって申し出があった場合、甲、乙で協議の上、解除できるものとする。

（1）飯舘村蔵平地内環境省仮設減容化施設跡地に設置すること

（相互協力）

第2条 甲及び乙は、乙の円滑な事業活動の実施、地域経済の発展に関し、信義誠実を重んじ相互に協力するものとする。

（本件施設設置に関する責任分担及び費用負担）

第3条 乙は、本件施設を設置するにあたり、乙の責任と費用をもって設置するものとする。ただし、本件事業について、国の福島再生加速化交付金事業の採択がされた場合は、甲は乙に対し福島再生加速化交付金（帰還環境整備）交付要綱（農林水産省）第4の2の規定に基づく費用について、同要綱の補助率に基づき算出された額および本事業実施のために国から村に対して交付される震災復興特別交付税相当額を交付または補助するものとする。

2 乙は、前項に定める内容のほか、本件施設の設置にあたりその他法令を遵守するために必要な限度において考慮すべき周辺対策について、乙の責任と費用をもって行うものとし、甲は必要に応じて協力する。

（公害防止等）

第4条 乙は、本件事業を実施するうえで適用される関係法令を遵守し、公害の防止及び環境保全等について必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、事業活動に伴い生じた第三者との紛争等について、乙の責任と費用をもって解決しなければならないものとする。

3 乙は、地域との共存するよう努めるとともに、関係行政区からの申出については真摯に受け止め、誠意をもって対応しなければならないものとする。

（従業員の採用を通じた地域振興等）

第5条 乙は、地域振興を目的として、本件事業に係る従業員を採用するにあたっては、飯舘村民を採用するよう努めることとし、甲は、乙の従業員の採用について誠意をもって協力する。

（労働条件）

第6条 乙は、労働関係法令の規定を遵守し、従業員の労働条件、安全就業及び福利厚生等について十分

配慮するものとする。

（報告の徴収及び立入調査に関する事項）

第7条 甲は、乙に対し、本件事業に関連する事項を法令に基づき報告させ、または甲の職員を本件施設に立ち入らせ、調査させることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による立入調査報告の徴収を正当な理由なく拒むことができないものとし、誠実にこれに応じなければならないものとする。

3 第1項の規定による立入調査には、乙の了解のもと、本件施設周辺行政区の代表その他関係者を同行させることができるものとする。

（権利義務の承継）

第8条 乙は、合併、譲渡その他の理由により、本協定で定められた権利義務を第三者に承継させる必要が生じた場合は、事前に甲の同意を得なければ承継させることはできないものとする。

（協議）

第9条 乙は、経済情勢や不測の事態等の事情により、本件事業の中止、本件施設の操業短縮等に至る恐れがあると認める場合は、事前に甲にその旨及び原因を報告し、対応策について、甲と協議するものとする。

（協定の解除等）

第10条 甲及び乙は、本協定の解除又は改定をすべき事由が生じたときは、甲乙いずれからその旨を申し出ることができる。この場合、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議のうえ、対応する。

（疑義）

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の各事項の解釈に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ対応するものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲乙、立会人、署名のうえ各1通を保有する。

令和3年 5月 6日

甲 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢580番地1

飯舘村長 杉岡 誠

乙 福島県相馬郡飯舘村芦原字金沢54番地
飯舘バイオパートナーズ株式会社

代表取締役 梶山 雅生

立会人

蕨平行政区長 志賀 三男